

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 8 日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂を受けた
所管事業者における在宅勤務（テレワーク）等の推進について
（依頼）

昨日の第27回新型コロナウイルス感染症対策本部において改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、「基本的対処方針」という。）につきましては、令和2年4月7日付の事務連絡（「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた所管事業者に対する事業の継続に係る要請等について（依頼）」）により、既に周知をし、第10回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部における各局への大臣指示（別添）に基づき、必要な対応をお願いしているところです。

在宅勤務（テレワーク）や時差通勤等、人との交わりを低減する取組については、基本的対処方針において、強力に推進するとされており、政府本部において、総理大臣より「ゴールデンウィークが終わる5月6日までの1か月間に限定して、国民の皆様には、7割から8割の削減を目指し、外出自粛をお願いします。」との発言がありました。これを受けて、大臣指示において、駅・車内等での放送を通じたテレワーク・時差出勤の働きかけ等の取組について、更なる推進が指示されたところです。

つきましては、所管事業者においてテレワークや時差通勤等の今まで以上に強力な推進が図られるよう、今一度、関係事業者団体に対し、周知徹底をお願いいたします。

（別添1）第10回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部 大臣発言

（別添2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）